平成２５年度 国の予算編成並びに施策に関する要望

平成２４年７月

全国町村議会議長会

目　　次

第 1　東日本大震災からの復興と大規模災害対策……　1
第 2　分権型社会の実現……　6
第 3　町村財政の強化……　8
第 4　議会の機能強化……　14
第 5　監査機能の強化……　17
第 6　農業・農村振興対策の強化……　18
第 7　森林・林業・山村振興対策の強化……　24
第 8　水産業・漁村振興対策の強化……　28
第 9　中小企業振興対策の強化……　32
第 10　環境保全対策の推進……　35
第 11　情報化施策の推進……　39
第 12　地域保健医療の向上……　42
第 13　医療保険制度の改善……　45
第 14　老人保健福祉対策の強化……　47
第 15　少子化・社会福祉対策の強化……　49
第 16　教育・文化の振興……　51
第 17　生活環境施設の整備促進……　54
第 18　消防体制の強化……　56
第 19　地域改善対策の推進……　58
第 20　交通体系の整備促進……　60
第 21　国土政策の推進……　62

第 22　北方領土の早期返還の実現及び竹島の領土権確立…　65
第 23　基地対策の推進……　67
第 24　特定地域の振興……　69

第１　東日本大震災からの復興と大規模災害対策

昨年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国にとって未曾有の大災害をもたらし、その影響は全国に及んでいる。

国は、これまで様々な財政措置、所要の法整備を行い、２月１０日には復興庁を設置するなど、被災地を強力に支援する体制を構築してきたところである。

しかしながら、本格的な復興に向けて、更なる体制の整備が求められており、国と地方が力を合わせ総合的に取り組む必要がある。

特に、福島第一原子力発電所事故については、ふるさとへの帰還を一刻も早く実現するため、除染、損害賠償、避難住民への支援等を国の責任において推進すべきである。

また、将来、想定される首都直下型地震、東海地震、東南海地震・南海地震等、大規模地震や台風、集中豪雨等による大規模災害に備え、災害対策を抜本的に見直すべきである。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要望する。

記

１　東日本大震災からの復興

⑴　復興のための財政措置

①　被災自治体の復旧・復興に係る特別の財政需要等に対応するための地方交付税を別枠として加算措置すること。

②　東日本大震災復興交付金については、復興事業に支障が生じることのないよう十分な予算額を確保するとともに、その執行にあたっては、地元自治体の判断により、必要な事業に柔軟に対応できる自由度の高いものとし、申請手続きの一層の簡素・効率化を図ること。

③　被災自治体に対する人的支援等が中・長期に亘り円滑に行えるよう、平成２５年度以降も派遣体制の整備と財政措置を講じること。

④　避難者や被災自治体の行政機能を受け入れている自治体に係る地方交付税の算定については、当該受け入れに要する財政需要を通常の財政需要額とは別枠で確保すること。

⑵　災害廃棄物の広域処理

災害廃棄物の広域処理については、国の責任により、全国の自治体の理解と協力を求めるとともに、それに係る経費は全額国の負担とし、同時に最終処分地を早急に確立すること。

⑶　被災者支援施策の充実・強化

①　地震、津波等により生活基盤を失い、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・福祉、教育など生活全般にわたるきめ細かい支援を機動的に実施すること。

②　今後の恒久的な住宅供給対策については、地元建設業者を活用した復興住宅の建設を進めるなど、被災地のニーズ・実情に即して柔軟に実施すること。

⑷　地域産業の復興支援

①　農林水産業の復旧・復興が一日も早く実現できるよう、「農業・農村の復興マスタープラン」及び「水産復興マスタープラン」に基づく施策を速やかに実施すること。

②　震災や風評被害を受けた商工業や観光業等に対しては、税財政支援や金融支援等、各支援策の拡充・強化を図ること。

2　原子力災害対策

⑴　原子力事故の早期収束を図るとともに、廃炉に向け具体的な工程を明らかにし、住民の安全を確保し、不安を解消すること。

⑵　原発事故により生じた直接被害や風評被害及び地方公共団体の減収等の損害について、損害の範囲を幅広くとらえ、全て賠償の対象とするとともに、賠償金の支払いを迅速化すること。

⑶　除染については、住民が行う除染も含め、費用全てを国が負担すること。

⑷　汚染土壌、汚染廃棄物、下水・浄水処理施設から発生する下水汚泥及びごみの焼却時に発生する飛灰等については、国の責任において、中間貯蔵施設の設置及び最終処分場を確保すること。

⑸　避難が長期化している被災者に対し、住居、雇用、教育等生活全般について、きめ細やかな支援策を充実・強化すること。

⑹　原子力事故に伴う住民の健康管理にあたっては、国が責任をもって健康被害の防止を図るとともに、不安の払拭に向けた取り組みを強化すること。

⑺　国民に対し、科学的根拠に基づく正しい情報を発信し、風評被害の防止に努めるとともに、風評被害解消に向けた適切な施策を積極的に講じること。

3　大規模災害対策の確立

⑴　将来、発生が予想される地震、津波等による大規模かつ

広域的な災害に対応するため、災害対策法制の抜本的な見直しを図ること。

⑵　地震・津波・火山噴火に対する予知観測施設の強化及び災害予報体制を早急に確立すること。

⑶　膨大な災害廃棄物が生じた場合の広域的な処理体制を確立すること。

⑷　大規模災害発生時に大量の避難民が発生した場合に備え、応急仮設住宅用の土地及び被災者用住宅を事前に確保すること。

⑸　避難場所となる公共施設等の耐震化や高台移転を促進するとともに、必要な財政措置を講じること。

⑹　発災後の新たなまちづくりを迅速かつ円滑に進めるため、全国の地籍調査が速やかに完了するよう、公共事業に位置付けるなど新たな制度を構築すること。

⑺　役場機能が滅失した場合に備え、広域的なバックアップ体制を確立すること。

⑻　地域防災力を強化するため、消防職員及び警察職員を除く全ての地方公務員が、勤務時間外においても、消防団員と同等の災害対応能力を発揮できる新たな制度を構築すること。

第２　分権型社会の実現

義務付け・枠付けの見直しや都道府県から市町村への権限移譲を定める一括法が昨年２次にわたり成立し、本年、第３次一括法案が国会に提出され、真の分権型社会に向けての施策が着実に実行されつつある。

しかしながら、義務付け・枠付けの更なる見直し、二重行政の解消等、地方分権改革に関する課題は依然として多く残されている。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

１　国と地方の役割分担の見直しにあたっては、町村の意見を十分に踏まえ、一体的に権限・事務・税財源の移譲を進めること。

２　地方分権改革推進委員会が勧告した事項のうち残された義務付け・枠付けの見直しについては、今後、地方からの具体的な提案を踏まえ、速やかに実施するとともに、条例制定権の拡大を図ること。その際、町村が条例化に向けて検討を行えるよう適切な情報提供を行うこと。

３　国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化を図る

こと。

また、国の出先機関改革にあたっては、災害時の危機管理体制について、十分に検討すること。

4　法令によって都道府県から市町村へ権限移譲を行うにあたっては、市町村の名称のみで差を設けることなく、市町村と十分協議すること。

5　全国画一的な制度を見直し、町村の地理的状況や文化・歴史等を踏まえ、町村が主体的に選択、実施できる制度の検討を進めること。

6　住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。

第３　町村財政の強化

町村は、自主財源の乏しい中、自ら徹底した行財政改革を断行し、少子・高齢社会への対応、生活関連社会資本の整備、教育・文化の振興、農林水産業の振興、資源循環型社会の構築、国土保全などの諸課題に積極的に取り組んでいるが、依然として深刻な経済・雇用情勢が続いている。

こうした中で、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を進める一方、大都市への税財源の一極集中を是正し、地方交付税の復元・増額と合わせ、一般財源の充実確保が不可欠である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

１　地方の社会保障財源の安定的確保

社会保障財源の安定的確保は地方にとって極めて重要であり、消費税法等改正法案について、速やかに成立を図ること。

２　地方税等自主財源の強化

⑴　地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するた

め、国税と地方税の税源配分を歳出ベースに合わせること。

⑵　偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の充実強化を図ること。

⑶　東京への税財源の一極集中を是正すること。

⑷　分割法人にかかる法人住民税については、課税標準にかかる分割基準に事務所又は事務所の固定資産を加える等の措置により配分割合の適正化を図ること。

⑸　固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行の評価方法を堅持すること。

⑹　地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の非課税措置を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。

　特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。

⑺　自動車関係諸税（交付金を含む）の抜本的な見直しを行う場合は、町村にとって極めて貴重な財源であることを踏まえ、現行の総額を確保すること。

⑻　国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を充実確保すること。

⑼　たばこ税の税率の将来に向かっての引き上げにあたって

は、市町村に及ぼす影響を勘案し、現行の総額を確保すること。

⑽　入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の設備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

⑾　ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の１０分の７が町村の貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

⑿　地方公共団体金融機構が発行する債券等の商品性を向上させ、保有者層の多様化を図ることにより、地方公共団体に対してより円滑に長期・低利の資金を供給するため、振替国債・振替地方債と同様に、非居住者等に対する利子非課税制度を恒久措置とすること。

⒀　森林の整備・保全を町村が実施していることに鑑み、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を森林面積に応じて譲与すること。

⒁　森林の公益的機能の持続的な発揮、そのための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、二酸化炭素排出源を課税対象とする新たな税財源として「全国森林環境税」を創設し、国民的支援の仕組みを構築すること。

3　地方交付税制度の改革

⑴　地方交付税は地方固有の財源であり、その性格を制度上明確にするため名称を「地方共有税」に変更すること。

　また、国の一般会計を経由せず「地方交付税（地方共有税）及び譲与税特別会計」に繰り入れること。

⑵　地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにすること。

⑶　地方交付税（地方共有税）の財源保障機能及び財政調整機能に則り、地方財政計画に町村の財政需要を適切に反映させ、地方交付税の総額を復元・増額すること。

⑷　国の政策減税の実施に伴って地方の財源不足が生じる場合には、地方交付税（地方共有税）の法定率を引き上げること。

⑸　基準財政需要額の算定にあたっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映すること。

⑹　町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、水源涵養、食糧生産、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、人口を中心とした配分基準を是正すること。

　また、現在、湖沼面積を自治体面積に含めて基準財政需要額を算定しているが、これを海域面積にも適用すること。

4　国庫補助負担金制度の改革

⑴　一括交付金化する「ひも付き補助金」の対象範囲、配分基準となる客観的指標の検討にあたっては、平成２４年度実施された都道府県分及び政令指定都市の執行状況を検証した上で、町村の意見を十分取り入れること。

⑵　一括交付金の制度設計にあたっては、離島・過疎等の条件不利地域に対する特別な補助金・交付金は、一括交付金の対象から除外し、国の責任において必要な額を確保すること。

⑶　総額は、少なくとも一括交付金の対象となる補助金・交付金等の額と同額を確保すること。

⑷　地域間格差の是正策を推進するとともに、一括交付金については財政力の弱い町村に手厚く配分すること。

⑸　一括交付金における国の事前事後の関与や申請手続・実績報告事務等は極力省略・簡素化を図ること。

⑹　国庫補助負担金に係る地方公共団体の超過負担については、速やかに完全解消を図ること。

5　地方債の改善充実

⑴　地域の活性化への取り組みを着実に実施できるようにするため、地方債資金の所要総額の確保を図るとともに、良

質な公的資金（特に、地方公共団体金融機構資金）を安定的に確保すること。

⑵　高利の公的資金に係る地方債の繰上償還及び金利の低減措置については、平成２５年度以降もその条件を緩和するとともに、希望する全ての地方公共団体が対象となるよう運用の改善を図ること。

⑶　臨時財政対策債をはじめ累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講じること。

第４　議会の機能強化

地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなることに伴い、さらなる議会の機能強化を図る必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

１　地方自治法の一部を改正する法律案の早期成立

第１８０回通常国会に提出された地方自治法改正案の審議促進・早期成立を図ること。

２　議決事件に係る政令基準の廃止

議会が自律的にチェック機能を発揮するため、議会の議決を要する工事・製造の請負、財産の取得・処分の政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすること。

３　議会と長の関係の見直し

⑴　二元代表制の下では、議会の招集権は本来、議会側にあるべきで、必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与すること。

⑵　議会と長との機能バランスを図る観点から、長の不信任議決の要件を過半数若しくは３分の２以上まで引き下げ

るとともに、不信任議決に対抗する長の解散権行使は廃止し、長の辞職にとどめるよう制度を改めること。

⑶　条例・予算に係る一般再議権について、特別多数議決を単純多数議決に改めるとともに、長と議会両者の対立点を明確にするため、再議権の行使にあたっては、公聴会を開催するなど客観的基準を採用する制度に改めること。

⑷　議会が決算を「不認定」とした場合、長は、その予算執行や政策遂行上の問題点等の指摘に対し、議会へその原因や対応等を説明するよう法律上規定すること。

⑸　予算のうち議会費については、議会側の提案をもとに予算を編成する制度とすること。

4　地方議会議員の位置付けの明確化

地方議会議員は、地方議会に課せられている団体意思の決定及び執行機関の監視の使命を全うするため、日常的に住民の声を広く汲み取り、議案の審査、政策の立案、行財政の監視及び調査研究等に努める旨を法律上規定すること。

5　議会事務局体制の強化

議会事務局は、議会に当然に付帯するものとして、市町村についても設置を法律で明確にするとともに、議会事務局が中立公正の立場で議会運営を支える旨を法律上規定すること。

6　意見書の誠実処理

地方議会の意見書については、法律により誠実処理の義務を明文化すること。

7　地方議会議員選挙の活性化

⑴　選挙権と被選挙権の格差をなくすため、被選挙権年齢を引き下げること。

⑵　住民に身近な市町村の選挙については、候補者と有権者との戸口での質疑や討論を可能にする戸別訪問を解禁し、選挙の活性化と自由化を図ること。

⑶　多様な人材の議会参加を促すため、町村も市と同様に選挙運動用の自動車及び個人演説会告知・選挙運動用のポスターについて、公営選挙の対象とするよう改めること。

8　公務災害補償制度の充実

地方議会議員の活動範囲及び責任の拡大等に対応し、議員が安心して職務に邁進できるよう、地方議会議員の公務災害補償についても、地方公共団体の長をはじめ一般職までの全ての常勤職における公務災害補償を地方公共団体に代わって行っている地方公務員災害補償基金において実施することとし、その充実を図ること。

9　被用者年金制度への加入

年金制度の大幅な見直しに当たり、地方議会議員についても、市町村長と同様の被用者年金制度への加入を実現すること。

第５　監査機能の強化

すべての地方公共団体が自ら責任ある監査を実施するため、監査の独立性・専門性をさらに強化する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

１　監査体制の強化

地方公共団体に係る監査は、個々の団体ごとに、監査委員及び補佐する専任の監査事務職員により、責任をもって実施することが基本であることを明確に位置づけること。

２　監査委員の独立性の確保

監査の独立性を図るため、監査委員は議会において選任できるようにすること。

３　外部監査の見直し

地方公共団体が外部監査を必要とする場合に、独立性・専門性が高く、低廉なコストで外部監査が実施できる地方公共団体共同の監査法人組織について検討すること。

第６　農業・農村振興対策の強化

我が国の農業・農村は、過疎化・高齢化による担い手の減少、耕作放棄地の増加、国際化の一層の進展等により、深刻な状況にある。

このような現状を打開するため、食料自給率の向上や食の安全・安心の確保など農業の体質強化に向けた総合的な施策を展開することはもとより、農業・農村がもつ潜在能力を十分に発揮できるよう、思い切った農業政策を確立することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

１　食料・農業・農村施策の推進

⑴「食料・農業・農村基本計画」を着実に推進するため、所要の財源を確保の上、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、その進捗状況を国民に公表すること。

⑵　「第２次食育推進基本計画」の実施にあたっては、地産地消の取組みの推進や地域農業の活性化に結びつく対策を引き続き推進すること。

2　食の安全・安心の確保

⑴　食品の安全を一元管理する「食品安全庁」の創設の検討にあたっては、町村、事業者及び消費者等と事前に十分協議すること。

⑵　口蹄疫、鳥インフルエンザ及びＢＳＥによって風評被害の損害が生ずる場合については、補てんするスキームを国の責任において構築すること。

⑶　米国産牛肉の取り扱いについては、安全性の確保に万全を期すとともに、消費者の信頼を得るための措置を講じること。

⑷　輸入品を含めた多くの食品へのトレーサビリティ（生産流通履歴情報把握）・システムの導入を推進すること。

　また、食品表示（遺伝子組換え食品を含む。）の適正化を徹底するとともに、不正を見逃さない監視体制の抜本的強化を図ること。

3　地域農業の体質強化

⑴　地域農業の実情に応じた担い手を育成するため、中核的な担い手となる認定農業者等に対する支援を強化するとともに、高付加価値農業への取組みを支援するための経営構造対策を推進すること。

⑵　新規就農を促進するため、情報提供、技術・経営研修、雇用就農、資金貸付等の各分野にわたる総合的な対策を推進すること。

⑶　優良農地の確保及び有効利用を促進するため、不在地主の農地等に対する適切な管理や耕作放棄地の発生防止・解消に向けた対策を強化すること。

　また、農地法の改正により、農地の権利移動や遊休農地対策などが円滑に執行できるよう、財政措置の充実を図ること。

⑷　米・麦・大豆等に対する戸別所得補償制度については、足腰の強い農業経営に資するよう制度の安定を図ること。

⑸　米粉・飼料用米等の生産拡大により水田等を有効活用する取組みに対する支援を拡充するとともに、米粉・飼料用米等の需要拡大施策を推進すること。

　また、米の転作作物への助成については、地域の創意工夫を生かせるよう自主裁量部分を設けること。

⑹　野菜、果樹等を生産する農家については、農家間で不公平が生じることのないよう、戸別所得補償制度と同等の補償制度（収入保険等）を導入すること。

⑺　畜産業の継続的な経営安定のため抜本的な対策を講じること。

　また、配合飼料価格の高騰に対応するため、配合飼料価

格安定制度の適切な運用を図ること。

4　農業委員会の必置規制の緩和

農業委員会の「必置規制」を、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に設置できるようにすること。

5　農業基盤の整備促進と農村の振興

⑴　「農地・水・環境保全向上対策」については、将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の保全が図られるよう、地域の実情に応じた財政措置を講じること。

⑵　農業生産基盤に係る災害を防止するための事業を推進すること。

⑶　「鳥獣被害防止特措法」に基づき町村が作成した被害防止計画が円滑に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金については、実態を踏まえ所要額を確保すること。

⑷　農村経済の発展に資するため、農業生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備を推進すること。

⑸　農産物からエネルギーや素材の供給という新たな役割が期待されるバイオマスについて、特に食料と競合しない稲わら等の未利用バイオマスの研究開発や利活用のための対策を推進すること。

⑹　農村を活性化するため、グリーン・ツーリズムをはじめ

とする農村と都市との共生・対流を図るための対策を積極的に推進すること。

⑺　中山間地域の多面的機能の維持・増進を図るため、自律的･継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取組みに対する財政支援を充実すること。

⑻　農業・農村の６次産業化の施策の実施にあたっては、農林水産業と商業、工業が連携する「農商工連携」を踏まえ、農業経営の所得向上及び農村地域の雇用創出等を講じること。

６　国際交渉への取組

⑴　ＷＴＯ農業交渉にあたっては、農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正など我が国の提案が最大限反映されるよう、積極的な交渉を行うこと。

⑵　ＥＰＡ（経済連携協定）、ＦＴＡ（自由貿易協定）交渉においては、我が国農業の実情に配慮した交渉を行うこと。

　特に、オーストラリアとのＥＰＡ交渉にあたっては、農業・農村の公益的機能の発揮と国内自給による安全保障の確保を基本とし、米、小麦、牛肉、砂糖、乳製品などの重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

⑶　国内の農林漁業生産額の減少・食料自給率の低下をもたらすＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加はし

ないこと。

第７　森林・林業・山村振興対策の強化

我が国の林業は、国産材需要に回復の兆しがあるものの、担い手の減少や木材価格の低迷により、生産活動が停滞する厳しい状況にあり、これに伴い、間伐等の施業や伐採後の植林が行われない森林が増加するなど、森林の機能が著しく低下している。また、外国資本等による山林取得が活発化しており、我が国の水資源・森林資源の保全がおびやかされている現状もある。

一方で、森林の有する自然災害防止、国土保全、水源涵養、といった多面的機能を恒久的に発揮させることが強く求められている。

そのためには、政府が策定した「森林・林業再生プラン」が掲げる森林の多面的機能の発揮、林業・木材産業の再生、低炭素社会への貢献という三つの基本理念を着実に実践することが重要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

１　森林・林業施策の推進

⑴　新たな「森林・林業基本計画」に基づき、森林の多面的機能の発揮と林産物の安定的供給及び利用に関する目標

の達成に向けて、森林・林業施策を総合的に実施すること。

⑵　森林の公益的・多面的機能を持続的に発揮させ、森林・林業対策を強化するため、新たな税財源として、全国森林環境税の創設など、国民的支援の仕組みを構築すること。

2　森林整備の促進及び森林保全の確保

⑴　多様で健全な森林の整備・保全を図るため、「森林整備保全事業計画」の実施にあたっては、放置森林や不在村地主の増大を踏まえ、目標の達成に向け着実かつ効果的な事業の実施を図ること。

　また、間伐等の保育を適切に実施するとともに、広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の森林整備を推進すること。

⑵　官民一体となって適切な森林の整備・保全、国産材利用などの取組みを行う「美しい森林づくり推進国民運動」を積極的に推進すること。

⑶　外国資本等による森林買収を不安視する声が高まっていることを踏まえ、森林法の改正による森林土地所有者の市町村長への届出が確実に実施されるよう周知の徹底を図ること。

⑷　我が国の森林資源については、安全保障及び公益性の観点から、取引に関する規制の法制化を早急に図ること。

⑸　山林地域における地籍調査の進捗率が４３％と低いことから、調査を早急に推進し、所有権及び境界等の実態を速やかに把握すること。

⑹　自然災害の防止、水源の涵養など国土保全の重要な役割を担う保安林の計画的な指定及び整備を推進するとともに、適切な管理を行うこと。

⑺　「鳥獣被害防止特措法」に基づき町村が作成した被害防止計画が円滑に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金については、実態を踏まえ所要額を確保すること。

　また、森林病害虫による森林被害を根絶するため、広範な防除対策を積極的に実施すること。

３　地域林業の体質強化

⑴　持続的で健全な林業経営体を育成するため、林業・木材産業構造改革を推進するとともに、金融・税制上の支援措置を拡充すること。

⑵　林業就業者の育成・確保に関する対策を充実させること。

　特に、緑の雇用担い手対策事業については、研修期間を十分に確保できるよう改善を図ること。

⑶　地域林業の中核的役割を担う森林組合等の健全な育成を図るため、組織及び経営基盤の強化を推進するための必要な施策を講じること。

⑷　林業・山村の６次産業化の施策の実施にあたっては、林業経営の所得向上及び山村地域の雇用創出等を講じること。

⑸　山村を活性化し、豊かな山村社会の形成に資するため、基幹道路網の整備を促進すること。

⑹　都市と山村の共生・対流を促進し、里山の再生・整備・利用を推進すること。

4　林産物の安定的供給

⑴　木材産業の事業基盤を強化し、国際競争力のある国産材を大量かつ安定的に供給するため、森林施業の集約化を推進するとともに、木材加工流通拠点施設の整備を促進すること。

⑵　国産材の需要拡大を図るため、国産材を利用した場合の優遇措置や、国産材で公共・公用施設を新改築する町村に対する財政措置を講じるとともに、安全性を損ねない範囲で建築基準法等の規制を緩和すること。

5　国際交渉への取組

ＷＴＯ交渉やＥＰＡ、ＦＴＡ交渉にあたっては、国内林業の経営に大きな影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

第８　水産業・漁村振興対策の強化

水産物の世界的需要が高まる中、我が国の水産業を取り巻く環境は、水産資源の枯渇、漁業従事者の減少・高齢化による担い手不足、輸入の増大による水産物価格の低迷など極めて厳しい状況にある。

これら厳しい状況に対処するには、新たな「水産基本計画」に基づく施策を着実に実施し、水産物の安定供給確保、水産業の持続的発展、漁村の振興など総合的な水産業施策を展開することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

１　水産業・漁村施策の推進

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、新たな「水産基本計画」に基づく施策を総合的かつ計画的に推進すること。

２　水産物の安全と安心の確保

⑴　輸入品を含めた水産物の安全性を確保するため、生産段階から加工、流通段階に至る一貫した衛生管理体制を推進

すること。

⑵　食品としての水産物及び水産加工品の安心を確保するため、生産履歴や原産地表示など適正な情報提供に関する施策を強化すること。

3　水産物の安定的供給の確保

⑴　排他的経済水域内等の資源を回復させるため、ＴＡＣ（漁獲可能量）制度等の適正な運営を図るとともに、資源回復計画の作成及び円滑な実施を推進すること。

⑵　排他的経済水域内における外国漁船の違法操業を防止するため、監視・指導・取締体制を一層強化すること。

⑶　栽培漁業、海面養殖業及び内水面漁業・養殖業の振興を図るため、「つくり育てる漁業」を推進すること。

⑷　養殖業者等の安定的な経営を図るため、コイヘルペス等魚類防疫対策を強化すること。

4　漁場環境保全対策の推進

⑴　漁場環境の保全を図るため、藻場・干潟の保全・造成を推進すること。

⑵　有害物質、有害プランクトン等による水質汚濁を防ぐため、各種水質保全対策を強化すること。

⑶　海上災害に起因する海洋汚染の未然防止策を徹底するこ

と。

⑷　内水面の生態系保全のため、有害生物や外来魚等の対策を推進すること。

5　地域漁業の体質強化

⑴　我が国漁業を存続させ水産食料の安定供給を図るため、漁業用燃油価格が再び高騰する場合に備えて影響を軽減する補填措置、金融税制対策、省エネルギー型漁業の普及など必要な対策を講じること。

　特に、漁業経営の安定経営改善のため、無担保・無保証人の「漁業経営改善支援資金融資推進事業」の融資枠拡大を図ること。

⑵　「漁業所得補償制度」を導入する場合は、町村に負担が生じることのない制度設計を行うこと。

⑶　水産加工業及び水産流通業の基盤強化を支援すること。

⑷　漁業従事者の確保・育成を図るため、漁業技術の習得や経営管理能力の向上に関する支援を推進すること。

⑸　新たな「漁港漁場整備長期計画」に基づき、漁場・漁港・漁村の総合的かつ計画的な整備を推進すること。

　なお、漁港・漁村の整備にあたっては、防災機能の強化を図ること。

⑹　漁村を活性化するため、漁村の総合的な整備を行うとと

もに、ブルーツーリズムを推進し、漁村と都市との共生・対流を図ること。

⑺　漁業・漁村の６次産業化の施策の実施にあたっては、水産業経営の所得向上及び漁村地域の雇用創出等を講じること。

第９　中小企業振興対策の強化

我が国経済を支えている中小企業は、引き続き、厳しい経営環境や雇用情勢に置かれている。

経済活力の源泉である中小企業を活性化し、地域再生を図るためには、地域産業の育成、人材の確保、中心市街地の活性化など総合的な施策を展開することはもとより、即効性のある経済対策を引き続き実行することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

１　地域産業の育成及び人材の確保

⑴　地域経済の活性化を図るため、地域の産学官ネットワークの強化によるイノベーション創出環境の整備や研究開発等に積極的に支援すること。

⑵　「中小企業地域資源活用促進法」等に基づき、地域資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業を行うための施策を充実すること。

⑶　「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業における新連携、創業、経営革新への取組みを支援するための

施策を充実すること。

⑷　伝統的工芸品産業の振興を図るため、技術の承継、意匠の開発を図るとともに、製作、販売の場の提供などに対し積極的な支援を行うこと。

⑸　中小企業の健全な発展のため、中小企業の中核を担う人材を確保・育成する事業を拡充すること。

　また、商工会等の中小企業を支援する人材の確保とその資質を向上させるための事業を充実すること。

⑹　農林水産業者との連携により新商品の開発や販路の拡大を図る農商工連携については、地域経済の活性化につなげるための支援策の強化を講じること。

2　町村の中心市街地の活性化

⑴　地域中小小売店の振興を図るとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地を活性化させるため、商業基盤設備及び商業施設の整備促進を図ること。

　併せて、商店街活性化のための総合的な支援を行うこと。

⑵　大型商業施設の立地については、周辺市町村による広域調整による仕組みを導入するとともに、公共的見地に立った土地利用制度の確立を図ること。

３　中小企業金融対策の充実強化

資金繰りが悪化している中小企業の事業継続や雇用を守るため、資金需要に十分対応しうる信用保証や融資制度の拡充を継続すること。

第 10　環境保全対策の推進

地球温暖化対策など環境問題が世界的な取組みとなる中で、町村においても、地球温暖化対策を推進していくことが求められている。

これを実現するため、温室効果ガスの排出削減、自然の恵みの享受と継承、３Ｒ〔リデュース（発生抑制)、リユース（再使用)、リサイクル（再利用)〕を通じた資源循環に重点を置いた施策を推進するとともに、町村が廃棄物処理や環境保全を総合的、計画的に展開する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

１　地球温暖化対策の推進

⑴　町村が、その自然的社会条件に応じた地球温暖化対策の取り組みを推進できるよう、必要な税財政上の措置その他の措置を講じること。

⑵　町村の「実行計画」に設定した温室効果ガス削減目標を達成できるよう、積極的な支援体制を構築するとともに、環境教育を推進すること。

2　循環型社会システムの構築

⑴　新たな「循環型社会形成推進基本計画」の策定にあたっては、産業構造の変化、安全重視などの震災後の国民の意識の変化、科学的知見の進展等を踏まえるとともに、その推進のために適切な措置を講じること。

⑵　容器包装リサイクル制度を維持するため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、デポジット制度の導入など事業者責任の強化を図るとともに、分別収集・選別保管にかかる町村と事業者の費用負担及び役割分担を確立すること。

⑶　家電リサイクル料金を販売価格に含めるよう家電リサイクル法の改正を図るとともに、不法投棄された廃家電の回収費用について、町村の財政負担とならないようにすること。

⑷　不法投棄車の回収費用について、町村の財政負担とならないようにすること。

3　廃棄物処理対策の充実強化

⑴　新たな「廃棄物処理施設整備計画」の策定にあたっては、具体的な事業量を明らかにするとともに、その整備に当たっては、一般廃棄物処理の３Ｒ〔リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）〕及び廃棄物系

バイオマスの利活用を図るなど、廃棄物処理施設の計画的な整備を推進すること。

⑵　廃棄物処理施設の解体に係る適切な措置を講じること。

⑶　産業廃棄物処理については、最終処分場の確保に対し、必要な財源措置を行うとともに、周辺地域の環境保全に対し、万全を期すること。

⑷　産業廃棄物の不法投棄については、監視体制の充実により、未然に防止するための対策を強化すること。

⑸　ＰＣＢ廃棄物、石綿含有廃棄物及び処理困難な廃棄物については、製造、販売業者及び処理業者等の法的責任の拡大と監視体制の強化を図ること。

⑹　海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置について、法制化を早急に図ること。

⑺　座礁船の船体撤去については、無保険等により地方公共団体がやむを得ずその費用を負担する場合があるため、全て国の責任において必要な措置を講じること。

4　有害化学物質対策の強化

⑴　ダイオキシン類等の有害化学物質の発生を防ぐため、ダイオキシン類排出抑制等の技術支援を強化すること。

⑵　生体に悪影響を及ぼすとされるいわゆる環境ホルモンについて、早急にその有害性及び環境リスクを解明し、法規

制などの抜本的対策を講じること。

5　生物多様性の保全

生物多様性保全活動促進については、鳥獣被害対策との整合性を図るため、その実施主体を都道府県に変更すること。

第 11　情報化施策の推進

いつでも、どこでも、誰でも、ゆとりと豊かさを実感できるユビキタスネット社会の早期実現のためには、高度ネットワークインフラなどＩＣＴ基盤整備を積極的に促進するとともに、デジタル・ディバイドの解消、電子自治体の推進、人材の育成など総合的な情報化施策の推進が不可欠である。

また、現在、検討がなされているマイナンバー制度については、円滑な導入が必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

１　情報化施策の推進

⑴　住民基本台帳ネットワークシステムの運用については、市町村の事務負担の軽減を図るとともに、市町村が行うバックアップ、個人情報保護及びセキュリティ対策に対する技術的支援を充実すること。

⑵　現在、財団法人地方自治情報センターが行っている情報セキュリティ対策、情報化研修や先進的な取組みに関する研究開発等各種共同事業は、町村の情報化に資する事業であり、地方公共団体情報システム機構に移行した後も、継

続しかつ充実を図ること。

⑶　総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）の利活用の一層の促進を図るとともに、市町村における行政専用のネットワークへのアクセス回線の増強に必要な財政措置を充実・強化すること。

⑷　地域情報化のための地域公共ネットワークの整備を推進するとともに、地理的条件不利地域におけるデジタル・ディバイドを解消するため、移動通信用鉄塔、民放テレビ放送難視聴解消施設、インターネット基盤、光ファイバ網、ＣＡＴＶ施設等の整備を促進すること。

⑸　障害者、高齢者等を含めた誰もがＩＣＴを活用できる情報バリアフリー環境を実現するための措置を講じること。

⑹　ＩＣＴ社会に対応した人材を育成するため、学校教育の情報化、情報リテラシーの向上、専門家の育成など総合的な施策を展開すること。

２　マイナンバー制度の円滑な導入

⑴　マイナンバー制度については、関連法案の早期成立を図ること。

⑵　個人番号カードの発行、公的個人認証に係る費用については、住民の負担とせずに無料化し、全額国の負担とすること。

⑶　マイナンバー制度の導入にあたっては、関連する事務及びシステム改修にかかる経費の費用は全額国の負担とすること。

⑷　市町村における関連システムの改修、番号の利用範囲に関する条例の制定、個人情報保護条例の改正等に関する準備期間を十分に確保すること。

第 12　地域保健医療の向上

我が国の医療をとりまく環境は、産科医、小児科医をはじめとする医師不足や診療科及び地域における医師の偏在の問題など極めて深刻な状況にある。

また、地域医療の確保のため重要な役割を果たしている自治体病院等は、採算性の確保が難しい医療を担っていることなどから、その多くが厳しい財政状況にある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1　地域保健の充実

⑴　保健師、助産師、栄養士等の養成確保を図るとともに、地域の実情に応じた適切な配置ができるよう配慮すること。

⑵　アスベストによる周辺住民等の健康被害について、引き続き実態調査を行い、健康被害を受けた周辺住民等に対する検診、医療費補助等の必要な措置を講じること。

また、健康被害者の救済、今後の被害を未然に防止するため、「アスベスト問題に係る総合対策」を強化し、万全の措置を講じること。

2　地域医療体制の整備

⑴　産科医・小児科医・麻酔科医等をはじめとする医師不足や女性医師の離職、出産・育児等との両立、地域間・診療科間の医師偏在の実態を踏まえた医師確保対策を講じること。

⑵　過疎地域等への医師の勤務を義務付ける全国的なシステムを緊急に構築すること。

⑶　看護師等の養成を図るとともに、地域の偏在について早急に改善策を講じること。

⑷　地域医療の中核として重要な役割を果たしている自治体病院等が健全かつ安定した経営を維持できるよう適切な財政措置を講じること。

⑸　救急医療体制の体系的な整備を推進するとともに、救急医療情報センターの整備促進を図ること。

　特に、周産期医療及び小児救急医療体制の充実強化を図るとともに、産科、小児科に対する診療報酬の改善を図ること。

3　へき地保健医療の確保

⑴　「第１１次へき地保健医療計画」に基づき、へき地における医療施設の整備、医療従業者の確保、情報通信の活用

等、総合的なへき地保健医療対策を一層推進すること。

⑵　へき地における総合医の養成・確保については、早急に対策を講じること。

⑶　ドクターヘリ等救命救急ヘリコプター、巡回診療車（船）等の適切な運用を図ること。

第 13　医療保険制度の改善

厳しい経済情勢や就業構造の変化、高齢者や低所得者の増加等により、国民健康保険財政は極めて厳しい状況にある。

国民皆保険制度を堅持するには、医療保険間における保険料負担の格差・不平等の解消を図り、国保と被用者保険との一本化が必要である。

また、高齢者医療制度のあり方については、地方の意見を十分踏まえ、検討すべきである。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1　医療保険制度の一本化の積極的な推進

我が国の医療保険制度の将来像を明確化し、各医療保険制度間の給付と負担の公平化を図るため、全ての国民を対象とした医療保険制度の一本化を積極的に推進すること。

2　国民健康保険財政制度の見直し

⑴　高齢者や低所得者の増加、医療費の高騰等により、一般住民の命を支える国民健康保険財政はますます厳しくなっており、市町村は多額の貴重な一般財源を国民健康保険

会計へ繰り入れている。これが市町村財政の窮乏化の大きな要因となっていることから、国が主体となって運営すべきであるが、まずは、都道府県で国民健康保険の運営を行うこと。

⑵　社会保障・税一体改革による国保財政基盤の強化（保険基盤安定制度及び保険者支援制度の拡充）を確実に実施するとともに、国庫負担金割合の引き上げを行うなど更なる国保財政基盤の拡充・強化を図ること。

⑶　診療報酬体系及び薬価基準を見直し、医療費の適正化を図ること。

⑷　保険料(税)負担の平準化のための適切な措置を講じること。

⑸　難病等の特殊な疾病については国の負担とすること。

⑹　特定健康診査・特定保健指導が円滑に実施されるよう適切な措置を講じること。

3　高齢者医療制度の安定化

⑴　後期高齢者医療制度は定着しており、制度の見直しにあたっては、地方と十分協議を行うこと。

⑵　高齢者医療制度については、財政基盤の強化及び運営責任の明確化などの観点から、国が主体となって運営すべきであるが、まずは、都道府県で運営を行うこと。

第 14　老人保健福祉対策の強化

平成２２年国勢調査では、６５歳以上の高齢者の人口割合が２３．０％と前回（平成１７年）に続き世界最高となり、しかも、その１６．４％に当たる４７９万１千人が一人で暮らしている。

こうした超高齢化社会を迎える中、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会をつくるため、老人保健福祉対策のさらなる充実を図る必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

１　介護保険制度の円滑かつ安定的な運営

⑴　将来にわたり安定的で持続可能な介護保険制度を維持するため、保険者たる町村の意見を十分に尊重し、負担と給付の関係の適正化を図ること。

⑵　「自立支援」と「在宅重視」の基本理念に則り、被保険者が重度の要介護状態になった場合においても、可能な限り在宅生活が継続できるよう在宅支援体制の整備を図ること。

⑶　調整交付金については、国庫負担の外枠として措置する

とともに、財政安定化基金に係る財源は町村の負担としないこと。

⑷　介護報酬の算定基準について、事業者が適切な運営とサービスの質の確保ができるよう、各種介護保険サービスの実態を十分踏まえ、適切な見直しを行うこと。

また、地域性にも十分配慮したものとすること。

⑸　認定調査員、介護支援専門員、認定審査会委員等の研修を充実すること。

2　老人保健福祉対策の強化

⑴　第５期介護保険事業計画に基づく介護サービスが適切に実施できるよう、介護基盤の整備及び介護従事者の確保について、必要な財政措置を講じること。

特に、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金については平成２５年度以降も継続すること。

⑵　寝たきり予防対策や生きがい対策など介護予防・生活支え合い事業が積極的に実施できるよう適切な措置を講じること。

⑶　認知症の高齢者に対する総合的対策の推進を図ること。

⑷　働く意欲のある高齢者が多様な就業の機会を確保できるよう、雇用対策を充実させること。

第15　少子化・社会福祉対策の強化

平成２３年の合計特殊出生率は、前年と同様の１．３９ポイントにとどまっており、ここ数年の回復傾向も頭打ちの状況にあり、こうした少子化と急激な高齢化が同時に進行することで、生産年齢人口が減少するなど、経済社会に大きな影響が及んでいる。

また、障がい者及び障がい児が自立した日常生活を営み、積極的に社会参加ができるよう、福祉施策を推進する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

１　少子化対策の推進

⑴　「子ども・子育てビジョン」を着実に推進すること。

⑵　安心こども基金を活用して行われている様々な施策については、平成２５年度以降も国として支援を継続すること。

⑶　子育て支援に関する施策については、国の関与を最小限とし、町村の自由度を高めるとともに、児童人口減少地域の実情が反映できるものとすること。

⑷　市町村が地域の実情に応じサービスを安定的に実施できるよう、子育て支援に係る施設整備や人的体制の確保に向

けて、万全な財政措置を講じること。

⑸　中学校卒業までの医療費の無料化を全国一律の制度として創設すること。

⑹　男女共同参画社会づくりに向け、第３次基本計画を着実に推進すること。

⑺　若者の就労支援等の自立促進を図ること。

２　障がい者福祉対策の強化

⑴　「障害者総合支援法」の施行にあたっては、適宜適切な情報提供を行うとともに、実施主体である市町村が安定的に制度を運営できるよう、必要な財源を確保すること。

⑵　心身障害者（児）福祉施設の整備促進を図るとともに、各種公共施設及び公共交通機関のバリアフリー化に係る適切な措置を講じること。

第16　教育・文化の振興

将来を担う子どもや青少年の育成を目指して創造的で豊かな心を育てる教育の実現を期するとともに、国民の生涯にわたる教育、文化等の振興・充実を図る必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1　義務教育の充実改善

義務教育については自治事務であり、地域の実情に応じ、創意・工夫をこらした教育を行うため権限及び財源を地方に移譲すること。

2　教育委員会の必置規制の緩和

教育委員会の「必置規制」を、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に設置できるようにすること。

3　児童生徒の安全対策等の強化

⑴　登下校中に児童生徒が犯罪に巻き込まれる事件が多発していることから、安心して学べる環境を確保するため、通学路や小中学校内の警備・警戒体制を強化する「地域ぐる

みの学校安全体制整備推進事業」について必要な財政措置を講じること。

⑵　児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であると同時に、大地震など災害時における地域住民の応急避難場所の役割を果たすことから、学校施設の耐震化及び防災機能強化について必要な財政措置を講じること。

⑶　いじめ、暴力行為や不登校など児童生徒の問題が依然として憂慮すべき状況にあり、高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を活用するなど学校におけるカウンセリング機能を拡充するとともに、効果的に配置できるよう適切な措置を講じること。

4　学校における食育の推進

学校給食における地場産物の活用や米飯給食を推進するとともに、学校における食育の充実を図ること。

5　へき地学校の通学条件の改善

遠距離通学費及びスクールバス・ボート等購入費に対する必要な財政措置を講じること。

6　小・中学校等放送受信料免除措置の継続

小学校、中学校等に対する放送受信料免除措置は、今後

とも継続すること。

7　青少年健全育成対策の充実

青少年がインターネットを介して犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが増えていることから、家庭、学校並びに地域社会が一体となって健全育成機能の強化と青少年を取り巻く社会環境の整備等、基本的かつ総合的な対策の充実強化を図ること。

8　文化財保護の充実

文化財の保存対策の万全を期するため、国・都道府県・市町村の責任範囲を明確化するとともに、史跡等文化財保護に対して適切な措置を講じること。

第 17　生活環境施設の整備促進

水・緑豊かで潤いや景観、文化、観光交流等に配慮した環境整備を推進し、豊かさを実感できる地域社会を構築する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1　水道施設の再構築及び安全強化

老朽化した水道施設の再構築事業及び安全強化について財政措置を講じること。

2　下水処理施設の整備促進

⑴　新たな「社会資本整備重点計画」の策定にあたっては、具体的な事業量を明らかにするとともに、町村の実態を踏まえ、町村の下水道施設を重点的に整備するための財政措置を充実すること。

また、特定環境保全公共下水道事業の整備の促進を図ること。

⑵　汚水処理事業の効率化を図るため、処理施設の相互接続の弾力化等を図ること。

⑶　生活排水等による公共用水域の汚濁防止等を推進するため、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の推進を図ること。

3　公園等の整備促進

⑴　新たな「社会資本整備重点計画」の策定にあたっては、具体的な事業量を明らかにするとともに、町村の実態を踏まえ、町村における都市公園事業を推進するための財政措置を充実すること。

⑵　良好な水辺空間を創造する事業や多自然川づくりなど、潤いのある河川環境を保全・創出する事業を積極的に推進すること。

第 18　消防体制の強化

地域住民の生命・財産を守るため、消火・救急・救助体制の整備を促進するとともに、消防団の充実を図るなど、消防力を強化することが必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1　消防体制の充実強化

⑴　消防の広域化にあたっては、引き続き町村の実情を十分考慮し、必要な財政措置を講じること。

⑵　多様化する災害に対応するため、消防の科学化を促進するなど消防防災施設整備について、適切な措置を講じること。

⑶　災害時において的確な情報の収集・伝達を行うため、防災行政無線・消防救急無線のデジタル化の整備をはじめ高度防災情報通信体制の整備促進を講じるとともに、財政措置を充実強化すること。

⑷　救急現場・搬送途上の医療を充実するため、高規格救急自動車、消防防災ヘリコプター、高度救命処置用資機材等の整備を推進するとともに、救急救命士の養成確保と能力

拡大を図ること。

⑸　山村豪雪地域、過疎地域、離島等の厳しい自然条件下にある町村に対し、それぞれの実情に即応した消防施設の整備について、適切な措置を講じること。

2　消防団の活性化

⑴　消防団は地域防災体制の中核的存在として重要な役割を果たしているため、多くの住民が参加しやすい環境を作るとともに施設装備及び教育訓練等の充実を図ること。

⑵　消防団員に対する報酬・出動手当の引上げ、公務災害補償の充実及び退職報償金の改善措置等の処遇の改善を行うことにより、消防団の活性化を図ること。

⑶　団員の確保を図るため、国における啓発及びＰＲを含め適切な措置を講じること。

3　国民保護法制の円滑な運用

国民保護に必要な資機材等の整備支援や地方公共団体の危機管理研修の充実強化等、有事における国民保護に関する措置を充実すること。

第19　地域改善対策の推進

同和問題は、日本国憲法で保障された国民の基本的人権にかかわる重要な問題であり、これまで国及び地方公共団体は地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境整備等の諸対策を実施し、一定の成果をあげてきた。

しかしながら、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」とする。）が失効した現在も、未だ多くの課題が残されており、引き続き課題の解決に向けた積極的な取り組みが必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1　一般対策事業の円滑な実施等

⑴　「地対財特法」失効に伴い一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう十分な財政措置を講じること。

⑵　「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」による施策を実施する町村に対し、十分な財政措置を講じること。

2　実効性のある人権救済制度の確立

独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済制度を早急に確立すること。

第 20　交通体系の整備促進

日常生活の基盤としての町村道、並びに高速自動車国道等の道路網の整備を図るとともに、地方における交通体系を整備促進する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1　道路網の整備促進

⑴　新たな「社会資本整備重点計画」の策定にあたっては、具体的な事業量を明らかにするとともに、町村の実態を踏まえ、町村道の整備を重点的に推進し、地域生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう、財政措置を充実すること。

⑵　高規格幹線道路、地域高規格道路の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を推進すること。

⑶　道路整備における「事業の必要性」・「費用対効果」の判断にあたっては、町村の意見を十分踏まえ、災害防除対策、交通安全施設整備など地域の実情を適切に反映すること。

⑷　国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するため、適切な財政措置を講じること。

2　地域交通対策の促進

⑴　地域住民に不可欠な地方バス路線については、赤字路線を多く抱える町村の実情に鑑み、路線維持対策に必要な財政措置を講じること。

⑵　離島航路、ローカル鉄道などの地域公共交通の維持・再生については、適切な財政措置を講じること。

3　鉄道、空港、港湾の整備促進

⑴　整備新幹線の既着工区間及び新規着工区間の建設を促進し、新幹線鉄道網の整備を推進すること。

⑵　地方空港路線が地方の産業・経済及び地域住民の生活に非常に多くの便益を与えていることを踏まえ、全国の航空ネットワーク及び地方路線の維持のための措置を講じること。

⑶　国内及び国際物流と交流の拠点となる港湾施設の整備を推進すること。

第21　国土政策の推進

少子・高齢化の急速な進展、グローバル化、ＩＣＴの発展等環境の変化に即応して、国土の均衡ある発展を推進する一方、国土の保全に努める必要がある。

また、原子力発電への依存度を強める方向を目指してきたが、東日本大震災の発生により、深刻な原子力災害を引き起こした状況を踏まえ、国の責任において、既存の原発の安全規制等についても抜本的な見直しが求められている。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

１　国土形成計画法に基づく「国土形成計画」の推進

国土形成計画(全国計画)を実施するにあたっては、美しく暮らしやすい農山漁村地域を形成するための振興対策を推進すること。

２　国土保全対策の強化

⑴　新たな「社会資本整備重点計画」の策定にあたっては、具体的な事業量を明らかにするとともに、町村の実態を踏まえ、治水事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業の積極

的な推進を図ること。

⑵　電気・ガス、上下水道等のライフライン施設や基幹となる交通・通信施設等の災害に対する安全性・信頼性を強化すること。

3　国土調査事業の強化及び土地台帳の制度化

全国の土地所有・利用実態を速やかに把握するため、土地台帳制度を構築し、地籍調査については公共事業により推進を図ること。

4　エネルギー対策の推進

⑴　東日本大震災に伴う原子力災害を踏まえ、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の地域資源を活用した環境負荷の小さい再生可能エネルギーを積極的に導入できるように、十分な支援措置を講じること。

⑵　住民生活や企業活動・雇用に影響を及ぼすことのないよう、電力の安定供給に努めるとともに、発電コストの増加を抑え、安易に電気料金の引き上げを行わないようにすること。

⑶　原発の安全規制体制に対する信頼性を回復するため、国による検査・監督の体制を充実・強化するとともに、地元町村への迅速な情報提供の徹底を図ること。

⑷　水力・火力・原子力発電等エネルギー施設の立地地域に対して、電源立地地域対策交付金をはじめとする財政措置の充実強化を図ること。

5　水資源対策の推進

⑴　水源地域における生活環境、産業基盤を整備し、水源地域住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域対策特別措置法成立前の既設ダムを有している町村を含め、ダム所在町村に対するきめ細かな財政措置を講じること。

　また、水道の安全性を確保する観点から、水源地域と上下流に渡る河川における廃棄物の不法投棄及び有害物質の排出抑制のための監視・指導を行う枠組みの策定等を早急に構築すること。

⑵　ウォータープラン２１に基づき、異常渇水等に対応した安定的な水資源を確保するため、総合的な水資源開発にかかる施策を推進すること。

⑶　水源複層林の整備及び水源林対策の拡充を図るとともに、放置山林の対策を強化すること。

第22　北方領土の早期返還の実現及び竹島の領土権確立

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島からなる「北方四島」及び島根県隠岐島北西８５海里に位置する「竹島」は我が国固有の領土である。

しかしながら、北方四島及び竹島の領有権に係る問題は、長年にわたる交渉にもかかわらず、未だ解決されていない。

国においては、これらの問題の解決のため、精力的に外交交渉を行う必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

１　北方領土の早期返還の実現

北方領土の早期返還は、国民の多年にわたる念願であり、国は、日ロ両国首脳の合意である「日ロ関係に関する東京宣言（平成５年１０月）」等を踏まえ、今後も引き続き、北方四島の早期返還実現のため、粘り強く外交交渉を続けるとともに、国民世論の啓発及び国際世論の喚起に積極的に努めること。

２　竹島の領土権確立

⑴　我が国固有の領土である竹島の領土権を侵害する動きに対しては、厳重に抗議を行うとともに、国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた強力な外交交渉を行うこと。

⑵　竹島周辺漁業における安全操業の確保を図ること。

⑶　竹島問題に対する取り組みを北方領土と同様に強化するとともに、竹島問題を所管する専門の部署を設置し、国民への積極的な啓発活動を展開すること。

第23　基地対策の推進

基地を抱える町村は、我が国の安全保障の一端を担うと同時に、騒音問題や事件・事故、環境問題など、長年の間、基地の存在による過重な負担を背負っている。

我が国の安全保障に係る負担は、本来国民全体で背負うべきであるが、実際は基地が所在する町村の負担により成り立っているのが現状であり、基地の負担軽減に向けた対応及び特別の財政措置が必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1　基地の負担軽減対策

⑴　米軍基地の整理・縮小及び返還を推進すること。

⑵　国民の生命・財産と人権を守る立場から、日米地位協定を抜本的に見直すとともに、基地周辺の住民生活の安全確保に万全の措置を講じること。

2　基地対策関係予算の充実強化

⑴　国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）の充実を図

ること。

⑵　基地周辺住民の基地に対するさらなる理解と協力を得るため、特定防衛施設周辺整備調整交付金などの基地周辺対策費を強化すること。

第 24　特定地域の振興

過疎、半島、旧産炭、豪雪、鉱山所在、離島、沖縄・奄美・小笠原など特定地域の振興を図る必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1　過疎地域の振興

⑴　地方交付税を充実し、過疎地域町村の財政基盤を強化すること。また、過疎地域の自立促進を図るため、過疎対策事業債、辺地対策事業債の所要額を確保すること。

⑵　都市との交流、多様な主体の協働等による地域社会の活性化と人材の育成・活用等による総合的な集落対策を積極的に推進するための支援措置を拡充・強化すること。

⑶　過疎地域における郵政サービスが果たす役割を十分踏まえ、郵便事業の低下をきたすことのないよう必要な措置を講じること。

2　半島地域の振興

⑴　半島地域の振興に資するため、関係道府県が策定する「半島振興計画」に基づく施策が着実に実現できるよう金融・

税制・財政上の支援措置を充実すること。

⑵　国土幹線軸からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、港湾等の交通基盤の整備を促進すること。

⑶　観光基盤の整備を促進し、半島地域の優れた観光資源を活用した観光レクリエーション産業を育成すること。

⑷　地理的条件から水資源の乏しい半島地域の総合的な水資源対策を推進すること。

⑸　全国平均と比較して遅れている下水道処理施設等の整備を促進すること。

３　旧産炭地域の振興

産炭地域の振興に大きな役割を果たしてきた国の石炭政策は平成１３年度をもって終了し、法失効後の施策として、５年間の激変緩和措置が実施されてきたが、平成１８年度をもって終了した。

しかし、多くの旧産炭地域町村においては、今なお人口の流出、財政の悪化、ぼた山・鉱害の残存等多くの課題を抱えている。

国は、このような旧産炭地域の厳しい現状を直視し、今後とも地域の実情に即した振興対策を講じること。

4　豪雪地帯の振興

⑴　「豪雪地帯対策基本計画」の見直しにあたっては、近年の甚大な豪雪被害を踏まえ、実効性のある施策が展開できるよう十分配慮すること。

⑵　冬期交通を確保するため、道路、歩道、鉄道及びバス路線等の除雪・防雪・凍雪害防止対策の充実を図ること。

　また、除雪機械に係る燃油価格の高騰に対処するため、揮発油税及び軽油引取税の減免措置を講じること。

⑶　積雪による通信機能の停滞を防ぐため、通信用施設の整備促進と雪害防除策の強化を図ること。

⑷　耐雪耐寒構造の文教施設、生活環境施設、社会福祉施設等各種公共施設の整備を促進すること。

⑸　冬期無医地区等に対する医療体制を強化すること。

⑹　豪雪地帯町村に対し、地方交付税の傾斜配分強化を図るとともに、地方債の起債枠を拡大すること。

⑺　雪下ろしが不要となる克雪住宅の普及に係る支援を促進すること。

⑻　雪処理の担い手を確保するため、ボランティアの育成や地域外からの応援に対する支援策を講じること。

⑼　雪崩、地すべり、地吹雪等から人命や財産を守るため、雪害防止対策を強化すること。

⑽　冬期における消防機能の低下を防ぐため、消防施設・設

備の整備に係る財政措置を拡充すること。

5　鉱山所在地域の振興

⑴　鉱山所在地域の振興対策を推進するとともに、税財源対策の強化を図ること。

⑵　国内鉱山の探鉱開発の推進及び金属鉱産物備蓄制度の充実を図ること。

⑶　金属鉱業研修技術センター支援措置の強化を図ること。

⑷　鉱害防止対策の充実強化を図ること。

⑸　リサイクル事業支援の拡充等環境対策の推進を図ること。

⑹　鉱山跡地の利用等、鉱山資源の活用に対する財政措置の拡充強化を図ること。

6　離島地域の振興

⑴　新「離島振興法」第１条の２第１項に明記された「基本理念」に則り、第３条に基づく「離島振興基本方針」を早急に策定すること。

⑵　新「離島振興法」第１条の２に規定された国の責務に則り、新しい「離島振興基本方針」及び「離島振興計画」に基づく予算額を確保すること。

⑶　新「離島振興法」第７条の２及び第７条の３に規定された「離島活性化交付金」について、個々の離島の実情に即

した「離島活性化交付金等事業計画」を十分尊重するとともに、所要額を確保すること。

⑷　離島の活性化と定住促進のため、新「離島振興法」第１８条の２に規定された「離島特別区域制度」の詳細設計を定めた新たな法制度を早急に検討すること。

⑸　離島航路・航空路は、離島住民の生活にとって生命線であり、その安定的な維持が定住の促進に欠かせないことから、速やかに離島航路・航空路支援のための法制度を整備すること。

⑹　新「離島振興法」附則第６条に基づき、わが国の領域、排他的経済水域等の保全等わが国の安全並びに海洋資源の確保及び利用を図る上で特に重要な離島について、その保全及び振興に関する特別の措置について法整備も含めた検討に速やかに着手すること。

7　沖縄・奄美・小笠原地域の振興

⑴　沖縄にあっては、「沖縄振興特別措置法」に基づく「沖縄振興計画」に則り、道路、空港、港湾及び漁港等産業基盤の整備を促進するとともに、定住条件の整備、地域特性に応じた産業振興に取り組み、持続可能な離島地域社会を形成するための諸施策を積極的に推進すること。

⑵　奄美群島にあっては、「奄美群島振興開発特別措置法」に

基づく「奄美群島振興開発計画」に則り、沖縄振興に関する諸施策の状況等との整合を図るとともに、群島の持続可能な自立的発展に向けた島づくりを積極的に推進すること。

⑶　小笠原諸島にあっては、「小笠原諸島振興開発特別措置法」に基づく「小笠原諸島振興開発計画」に則り、交通・観光・産業基盤、生活環境施設等の整備を促進するとともに、環境への負荷が低減される持続可能な循環型社会のもと、自然環境の保全と産業振興の両立による自立的発展に向けた島づくりを積極的に推進すること。